

## 個人情報取扱意見照会書

令和元年11月28日

宇部市個人情報保護対策審議会長 様

（実施機関名）

宇部市長 久保田 后子

宇部市個人情報保護条例施行規則第2条第1項第5号の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

実施機関名	宇部市長 久保田 后子	担当課	保険年金課
区分	1 個人情報の収集                      ② 個人情報の提供		
個人情報取扱事務の名称及び概要	<p>（名称） 国保総合システム及び特定健診等データ管理システムで管理しているデータの外部提供について</p> <p>（概要） 山口県は、特定健診データやレセプトデータ等を活用し、共通指標による山口県内の市町国保に関する医療費等の分析を行い、結果を見える化した上で、市町へ情報提供し各市町の優先すべき健康課題に対する具体的な方策への助言を実施する。また、市町による費用対効果の高い保健事業の実施に資するため、レセプトデータ等から医療費等の分析を行い各市町の優先すべき健康課題等に係る現状を把握する手法について、市町職員が学ぶことができる研修を実施する。</p> <p>上記事業を実施するために、国保総合システム及び特定健診等データ管理システムで管理しているデータを、山口県国民健康保険団体連合会を通じて、山口県が委託する業者に提供する。</p>		
対象となる個人情報	<ul style="list-style-type: none"><li>レセプトデータ （氏名・性別・生年月日・被保険者番号・傷病名・診療情報等）</li><li>被保険者マスタ （住所・氏名・性別・生年月日・被保険者番号・資格情報等）</li><li>特定健診健診結果情報 （氏名・性別・生年月日・被保険者番号・質問票・健診結果等）</li></ul>		

<p>収集又は提供しようとする理由</p>	<p>平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、区域内の市町ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに市町の保健事業の健全な運営に必要な助言及び支援を行うなど共同保険者としての役割を果たすために事業を実施することとなっている。</p> <p>山口県は他地域よりも高齢化の進行が速いにもかかわらず、「高齢者の医療の確保に関する法律」で国民健康保険者に義務付けられた特定健診の受診率や、特定保健指導の実施率など医療費適正化に係る基礎的な取組の指標が、低調な状況にある。</p> <p>このため、保健事業の効果を底上げする必要があるが、実際に取り組む市町の人的・財的資源は限られている。</p> <p>県は、医療費等の分析を行い、結果を見える化した上で、優先的な健康課題の抽出と、それに対応した費用対効果の高い保健事業を提案する必要がある。</p> <p>市は、県から提供を受ける分析結果や保健事業の提案については、今後の医療費適正化やデータヘルス計画における保健事業の実施に寄与するものと考えている。</p> <p>県は本事業を業務委託し実施するに当たり、必要なデータを保管していないため、市は、山口県国民健康保険団体連合会を通じてデータを提供するものである。</p>
<p>提供しようとする場合はその提供先</p>	<p>山口県 (山口県委託業者：デロイト トーマツ コンサルティング合同会社)</p>
<p>備考</p>	